

ミャンマーの政治経済状況 ～ 熱い視線を集めるフロンティア ～

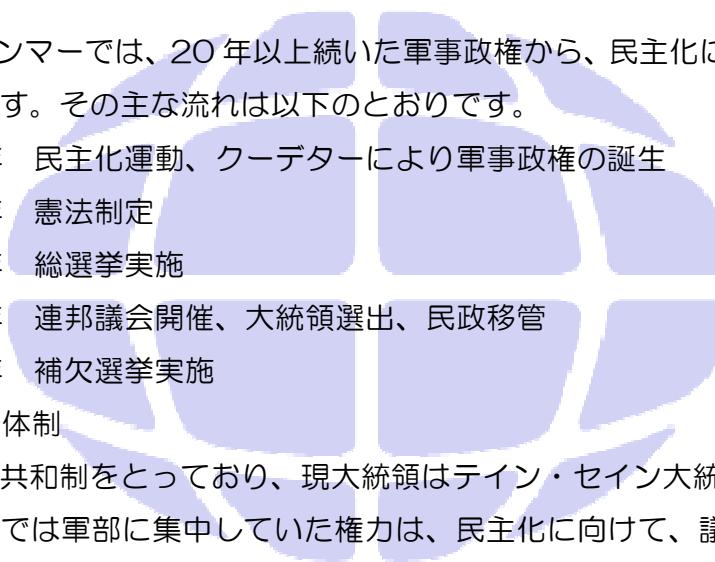
シンガポール事務所

欧米諸国の経済制裁解除等を受けて、熱い視線が注がれるミャンマー。日本の企業や自治体も注目しているミャンマーの政治経済状況について情報収集を行ったので、概要を報告します。

1. ミャンマーの政治概況

(1) 主な流れ

現在、ミャンマーでは、20年以上続いた軍事政権から、民主化に向けた動きが活発になっています。その主な流れは以下のとおりです。

- 
- 1988年 民主化運動、クーデターにより軍事政権の誕生
 - 2008年 憲法制定
 - 2010年 総選挙実施
 - 2011年 連邦議会開催、大統領選出、民政移管
 - 2012年 補欠選挙実施

(2) 新たな政治体制

大統領制・共和制をとっており、現大統領はテイン・セイン大統領です。

軍事政権下では軍部に集中していた権力は、民主化に向けて、議会、行政府、軍の3つに分散されました。

(3) 改革の方向性

現政権では、改革に積極的に取り組むことを表明しており、①投資を呼び込み、国民（有権者）の生活水準の急速な向上を図る、②国民の高い期待に応える、③現政権（連邦団結発展党：USDP）の政権を維持する、という3つの方向で改革は進められる予定です。

(4) 経済改革

経済改革も積極的に進めるとしていますが、実行できるかどうか、また、どれくらいの期間で実現可能かは不明確な状況にあります。外国投資法の改正、土地法、新たな分野の開放、中央銀行の改革、銀行改革などが課題となっています。

(5) ハード・ソフト両面のインフラの欠如

ミャンマーの政治経済状況では、ハード・ソフト両面のインフラが不足しているのが現状です。

ソフト面	ハード面
<ul style="list-style-type: none"> ・官僚機構の脆弱さ ・技術水準の低さ ・膨大な法・規制改正 ・意思決定プロセスの脆弱さ ・汚職、既得権 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、港、空港 ・宿泊施設、諸設備 ・電力供給 ・通信

(6) 2015 年総選挙へのシナリオ

5年に 1 回の総選挙が次回は 2015 年に行われることから、総選挙に向けて改善が進むとの予想が有力（外国からの支援、制裁緩和など）で、経済の大幅な改善が進むと予想されていますが、行政府の力が急激に強くなるとは考えにくい状況です。

また、法整備は進められるが、実施レベルでの種々の制限は存続する、という状況になる可能性もあります。NLD（国民民主連盟）と現政府間の緊張の高まりが予想され、さらに、現政権が経済改革に失敗すれば、2007 年に政府の政策失敗を理由にデモが発生したように、暴動発生の恐れもあります。

ただし、現政府の中にも改革を進める有望な人材がいることから、これらの人材による積極的な改革が期待されています。

(7) 2015 年選挙後

現在政権を担当している USDP は政権与党としての権力維持に苦戦することから、完全に自由で公正な選挙にはならないことが予想されます。選挙の結果 NLD が政権をとったとしても、政権担当の経験不足、現実的対応経験の不足などから、多大な制約を受ける可能性は否定できません。また、中央政府には、少数民族問題未解決、NLD 内の強力な国家主義などの解決しなければならない課題が残ります。

2. ミャンマーで成功するための戦略

ミャンマーで成功を収めるためには、以下の 3 つの点に注意することが必要です。

- (1) ビジネス環境をよく理解する
- (2) 信頼できるローカルパートナーを見つける

誰と連携するか注意深く見極める必要があります。ネットワークを持っている人を見つける必要がありますが、政権変動などがあることも想定しておくことが必要です。

また、ミャンマーでの生産可能量を認識することが必要とされます。小規模経済、小規模なビジネスコミュニティ、物資の欠乏、技術力の不足など、現実をよく認識することが重要となります。さらに、既存業種との違いや競合他社の倫理性の検討、不確定な政治状況を乗り越えるだけの準備など、プロジェクトの計画は慎重に行うこと必要とされています。

- (3) 現実をよく考慮する

ミャンマーでは政治経済状況に急激な変化が生じる可能性があることから、現地において実際の動きを把握することが必要です。また、技術力の不足・人材不足、政治

的リスク、法的資源の不足（政府の中で外国投資法に携わってきた人材がいない）など、多くの点に留意する必要があります。

上記のような点を考慮する必要はあるものの、喫緊に必要とされている金融業、サービス業、インフラ整備、技術力を提供できるなら、日本企業にとってチャンスは大きいと言えます。

3. ミャンマーのビジネス・投資環境

(1) ミャンマーへの直接投資

ミャンマーの発電源は水力 7 割、天然ガス 2 割、火力 1 割で、分野別投資額では水力発電への投資が多いのが現状です。国別に見ると近隣国、特に中国からの投資が多く、日本は 13 位で 24 件 (223 百万 US\$) となっています。中国からの投資は多いが、ミャンマー国民が利益を享受できる仕組みになっています。

ミャンマーへの直接投資額（分野別）

順位	セクター	件数	投資額(百万 US\$)
1	水力発電	6	18,874
2	石油・ガス	109	14,063
3	鉱業	66	2,826
4	製造業	164	1,733
5	ホテル・観光	45	1,065

政府は工場労働者を増やしたいと考えており、製造業への投資に対して高い期待を持っています。モノづくりは日本の得意分野でもあり、日本企業にとって進出のチャンスがあります。

(2) ミャンマーの輸出入

ミャンマーではこれまで、輸出を促進し、輸入を制限する政策をとってきているので、輸出は輸入に対して黒字を維持しています。ミャンマーからの輸出額で最も多いのは天然ガス、次いで豆類などの農産物、縫製品などです。輸入額が多いのは精油（主にディーゼル）、輸送機械（インフラ整備のため）。

ミャンマーへの直接投資額（国別）

順位	国名	件数	投資額(百万 US\$)
1	中国	35	13,961
2	タイ	62	10,367
3	香港	38	6,308
4	韓国	49	2,944
5	イギリス	51	1,961

輸出は 4 割がタイ向け、2 割が中国。輸入は中国とシンガポールがそれぞれ約 3 割となっています。

(3) 日系企業の進出状況

JCCY（ヤンゴン日本人商工会議所）会員数は 2011 年度で 53 社、2012 年 6 月現在で 54 社となっています。2003 年度のアメリカの経済制裁により、新規投資が全くなくなり、進出企業が増えないまま推移してきました。2011 年 3 月の民政移管後、日本企業から問い合わせ・視察が急増していますがまだ具体的な進出案件は多くありません。JETRO ヤンゴン事務所ではこれらに対応するため、職員数を 1 名体制から 4 名体制に増強しました。また、今年 8 月末から 9 月にかけて同事務所内に 3

社が入居できるビジネスサポートセンターを立ち上げる予定です。

日本→ミャンマーの輸出品は、乗用車・トラックが 4 割以上を占めており、次いで建設機械が 3 割弱となっています。建設機械はネピドー開発や、2014 年度の ASEAN 議長国就任のためのインフラ整備、宝石の採掘などに利用されています。一方、ミャンマー→日本の輸入品は、縫製品が 6 割弱となっており、大部分を占めています。ミャンマーでは現在、労働集約型の事業が盛んです。

(4) ビジネス環境

ミャンマー政府は委託加工ビジネス (CMP: Cutting, Making and Packing) を外貨稼ぎの手段として好んでいます。この分野での競合国としては、バングラディッシュやカンボジアなどが挙げられます。縫製品を中心ですが、デジカメレンズや医療用針などの例もあります。

現在の賃金水準は中国やタイに比べると格段に安価ですが、最低賃金法が 7 月から開催される国会で審議される予定で、暫定最低賃金は 56,700 チャット（約 70 ドル）／月とされる見込みです。業種によるばらつきもありますが、現在の賃金水準も概ね 70 ドル弱となっています。しかし今後、人件費上昇のリスクが顕在化してくる可能性もあります。

(5) メリットとリスク

ミャンマー進出のメリットとしては、親日国で治安がよいこと、豊富で安価な労働力の供給が可能であること、地理的な優位性があることなどが挙げられます。

一方でリスクとしては、新政権による政治改革の逆行、電気供給の脆弱性、送金規制、税法の不透明さ、制裁緩和についても調査段階（長期的に緩和の方向は間違いない）で、細則が固まっていないことなどがあります。工業用水や電力が安定的に供給されている工業団地はミンガラドン工業団地のみで、既に売り切れの状態です。国営の工業団地は、まだ土地があるだけで、工業用水・電力とも供給不足の状態です。

(6) 日本人駐在員の生活環境等

現在、在留邦人 600 名程度で、日本人学校があります。サービスアパートメントが 5軒程ありますが、賃料が現在 1LDK で 2,500 ドル、2LDK で 3,500 ドルと高騰し、それでも 400~500 人が入居待ちの状態となっています。オフィス物件も同様に高騰しており、1 年前には 12.5 ドル/ m^2 で借りられましたが、現在は 35 ドル/ m^2 と 3 倍になっており、さらに半年後には 50 ドル/ m^2 まで高騰すると言われています。

なお、駐在員事務所の設置には準備に約 3 か月、認可に約 3 か月で、半年程度の期間が必要となります。

4. ダウェイ開発

(1) ダウェイ開発の概要

ダウェイ開発は、2010 年からタイの民間企業（イタリアン・タイ・ディベロップ

メント) が開発権を得て進めてきたもので、経済特区に指定されています。特に、日本企業の集積が進んだタイに隣接しており、バンコクから 300km に位置している点がポイントと言えます。これを、ミャンマー・タイ・日本の 3 か国が協力して支援する枠組みが整いつつあります。

北九州の産業集積地域とほぼ同規模の広さで、このうち一部を日本の支援により開発する予定としています。ダウェイ開発は、ASEAN とインドを結ぶ邂逅、メコン地域の産業配置上の必要性、地政学的経済安全保障などの必要性によるものです。ホーチミン、プノンペン、バンコク、ダウェイがつながることで、南シナ海からインド洋側につながるルートの形成が可能となります。

(2) ダウェイ開発に係る政府間の支援

2012 年 3 月から、日本・タイ・ミャンマー 3 か国の計 5 回の政府関係協議を経て、日泰緬 3 国の政府間協力の枠組みにより開発が行われることとなりました。

(3) 今後の開発

民間企業単独開発には限界がありましたが、政府関与により参加企業の安心感を確保し、進出企業誘致を優先、ミャンマーの国家成長戦略の意図を組んだ支援体が実現可能となります。

進出日本企業による①グリーン・エコ成長「北九州モデル」、②包括的成長「国境開発・100 万人雇用」、③産業競争力強化「所得 3 倍増」が目標とされており、多くの日本企業に参加を促すこととしています。なお、タイ・ミャンマー間の車両乗り入れや物流の法規整備については、今後 2 国間で MOU のバージョンアップが調整予定とされています。

(4) 特別経済特区法 (SEZ) について

法律は整備されていますが、実質的に利用可能な経済特区が存在せず、機能していません。ダウェイ経済特区についても現在開発中であり、まだ電力も水も供給されていないのが現状です。



ダウェイの位置 (NWSDB 資料より抜粋)

5. ミャンマーの投資手続き・税制

(1) 外国投資法 (2012 年改正予定)

まだ詳細は確定ていませんが、外国投資法の改正が予定されています。この改正により MIC (Myanmar Investment Committee) が権限拡大し、インドネシアの

BKPM やマレーシアの MIDA 等のような、外国投資促進のためのワンストップサービスの機能を持たせると見られており、注目されます。

また、これまで払込資本金は公定レートにより換算されていたため、実質的に 1/130 に目減りすることが一つの障害となっていましたが、新法により実勢レートに基づき計算されることとなる見込みであり、このことからもミャンマーが外国投資に本気で力を入れていくと期待されています。

	旧 法	新 法
土地の利用権	外国資本は政府からのみ土地利用可能、民間からの土地リースは禁止	民間保有の土地リースが可能になる。利用券の転貸、担保に供することも可。リース期間は 30 年(15 年+15 年の延長可)と明示。
株式の譲渡	規定なし	法人株式を外国法人又は個人に譲渡が可能となる
法人税の免税	3 年	5 年
資本金の換算	外資による資本金払込は公定レートにより換算 (約 6 チャット=1 ドル)	実勢レートによる換算 (約 800 チャット=1 ドル)

(2) 投資認可、会社設立手続

外国投資法による優遇措置を受ける場合の投資許可手続きは以下の 2 段階です。

①ミャンマー投資委員会 (MIC) への投資認可の申請

②国家計画・経済開発省/投資企業管理局 (DICA) への営業許可の申請→会社登記

①の MIC への認可申請にあたっては、投資額を回収するまでの期間の事業計画が求められます。MIC は外貨をどれだけ獲得できるかを重視していることから、計画中に示すことが必要とされます。また、新法人の設立の場合、輸出産業もしくは輸入代替産業でなければ認可がおりず、販売会社については認可がおりないと考えたほうがよいのが現状です。MIC の審査段階で関係省庁への照会が行われるので、条文上は要求されませんが、円滑な認可のためには予め関係省庁 (在ネピドー) に説明しておいたほうがスムーズな手續が行われます。

(3) 投資インセンティブ

実質的な投資インセンティブは以下の 5 点です。

①5 年間の法人税免税、②1 年間以内に再投資するための利益への非課税、③固定資産の加速償却、④輸入機械設備、建設資材の輸入関税の免税、⑤事業開始後 3 年間の輸入材料・部品の輸入関税の免税

(4) ミャンマーの税制

①直接税 一 法人税、個人所得税、

間接税 一 商業税、印紙税、輸出入関税

②法人税 (居住区分により税率が異なる)

	事業所得	キャピタル・ゲイン	
		一般事業法人	石油・ガス事業法人
ミャンマー法人及び 在住外国法人	25%	10%	40%~50%の 累進税率
非居住外国法人	35%もしくは 5%~40%の累進税率 いずれか大きい方	40%	

法人税は源泉徴収により納税されます。ミャンマーはシンガポールやタイなど9か国と租税条約を結んでいることから、これらの国の法人であれば減税措置が受けられますが、日本とは条約締結が行われていません。また、外国投資法の優遇措置を受けることができる場合には、ミャンマー国内の所得のみが課税対象となります。そうでない場合には全世界での所得が課税対象とされる点に注意が必要です。

- ③商業税 — 売買されるものにより税率が異なります。食料品など生活必需品は税率 0、他の多くのものは 5%~25%。

(吉本所長補佐 鹿児島県派遣)

